

# 一般社団法人 日本健康医療学会 各種資格の研修ポイント等について

本学会の各種申請において、必要な研修ポイントの点数配分は下記の通りとする。

- ・ 本学会大会参加 . . . . . 20 点
- ・ 〃 研修会参加 . . . . . 10 点
- ・ 〃 症例展示 . . . . . 10 点
- ・ 〃 学術発表 . . . . . 16 点
- ・ 〃 学術論文掲載 . . . . . 30 点
- ・ ステップアップコース . . . . . 各 10 点
- ・ 他学会大会 . . . . . 5 点
- ・ 他学会セミナー . . . . . 2 点
- ・ 日本健康文化振興会セミナー . . . . . 3 点

※ 他の医科又は歯科の学会参加、各種発表等は原則として本学会の2分の1の点数が算定される。

その他本学会が認める講演会・研修会等の点数は認定委員会にて定める。

但し、申請時より過去5年間における実績のみとし、それ以前のものとは算定されない。

## 【健康医療認定医について】

- 本学会会員であることを必要とする。
- 新規の認定医資格申請の時に必要な研修ポイントは70点とする。
- 〃 当たって他の医科又は歯科の**認定医**  
・ **専門医資格取得者**は、1資格について30点が算定される。  
また、**学位取得者**は認定医申請時に30点が算定される。  
但し、更新時の研修ポイントには算定されない。
- 更新に必要な5年間の研修ポイントは40点とする。
- 〃 更新料は、20,000円とする。

## 【健康医療認定士について】

- 本学会会員であることを必要とする。
- 認定士資格申請の時に必要な研修ポイントは50点とする。
- 更新に必要な5年間の研修ポイントは20点とする。
- 〃 更新料は、20,000円とする。

## 【健康医療コーディネーターについて】

- 本学会会員であることを必要としない（2017年度より変更）。
- 更新に必要な5年間の研修ポイントは20点とする。
- 〃 更新料は、12,000円とする。